

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準 (不利益処分関係)

			資料番号	30	担当課	障がい福祉課
法令名	社会福祉士及び介護福祉士法	根拠条項	第48条の7	不利益処 分の種類	登録喀痰吸引等事業者の登録 の取消し等	
○社会福祉士及び介護福祉士法 (昭和62年法律第30号)						
(登録の取消し等)						
第48条の7 都道府県知事は、登録喀痰吸引等事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて喀痰吸引等業務の停止を命ずることができる。						
(1) 第48条の4各号(第3号を除く。)のいずれかに該当するに至ったとき。						
(2) 第48条の5第1項各号に掲げる要件に適合しなくなったとき。						
(3) 前条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。						
(4) 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けたとき。						
(欠格条項)						
第48条の4 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。						
(1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者						
(2) この法律の規定その他社会福祉又は保健医療に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者						
(3) 第48条の7の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者						
(4) 法人であつて、その業務を行う役員のうち前3号のいずれかに該当する者があるもの						
(登録基準)						
第48条の5 都道府県知事は、第48条の3第2項の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、登録をしなければならない。						
(1) 医師、看護師その他の医療関係者との連携が確保されているものとして厚生労働省令で定める基準に適合していること。						
(2) 喀痰吸引等の実施に関する記録が整備されていることその他喀痰吸引等を安全かつ適正に実施するために必要な措置として厚生労働省令で定める措置が講じられていること。						
(3) 医師、看護師その他の医療関係者による喀痰吸引等の実施のための体制が充実しているため介護福祉士が喀痰吸引等を行う必要性が乏しいものとして厚生労働省令で定める場合に該当しないこと。						
2 省略						

○社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和62年政令第402号）

（法第48条の4第2号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定）

第14条の2 法第48条の4第2号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定は、児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、生活保護法、社会福祉法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法、児童扶養手当法、老人福祉法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律、児童手当法、介護保険法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律、平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法、子ども・子育て支援法、再生医療等の安全性の確保等に関する法律及び国家戦略特別区域法（第12条の4第15項及び第17項から第19項までの規定に限る。）の規定とする。